

報告第7号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年8月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

専決第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

賠償事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成30年7月17日専決

多可町長 吉田 一 四

記

事故の区分及び	賠償事故
事故発生年月日	平成30年6月5日
事故発生場所	多可町中区安坂186番地 町道糺屋中村町中央線
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	71,679円
事故の概要	道路上にある水道管仕切弁の蓋が経年劣化によりぐら ついていた。その上を 氏の車両が通過した際に蓋が 跳ね上がり、車両が損傷した。